20160924　吉田千亜

区域外避難者の住宅問題　――2015年6月以降の現状――

2017年3月で終了する世帯数　12,436世帯
　県内・・・4,636世帯
　県外・・・5,308世帯＋607世帯（新潟）
　建設型仮設住宅・・・1,885世帯

「住まいに関する意向調査」結果（6月20日）　7,067世帯が回答（回答率59,7%）
　県内・・・56.1%が2017年4月以降の住宅が未定
　県外・・・77.7%が2017年4月以降の住宅が未定

■福島県
・2015年12月に「支援施策」発表
・2016年8月に「民間賃貸住宅等家賃への支援制度」の見直し
　（1）原則同県内のみが、東京都・神奈川県・埼玉県に限って関東地方内での転居可
　（2）月額所得15万8,000円→21万4,000円
　（3）補助開始の2017年1月より前（2015年12月～2016年1月）の転居も可

■避難先受け入れ自治体
・東京都（対象600世帯）
　自主避難者枠　（1）200戸（8月末〆切、9月7日抽選）→有効175戸
　　（2）追加100戸（9月28日～10月11日募集）・・・収入要件緩和
・埼玉県（対象204世帯）
　自主避難者枠　100戸（段階的に）
　次の議会で条例改正の予定
・神奈川県
　自主避難者枠　70戸（9月12日発表）
・群馬県
　抽選倍率を2倍／要件を満たし、当選すれば、そのまま住めるようにする
・栃木県
　「退去誓約書」を書かされる

■福島県は2015年10月27日に各都道府県に「住宅確保に伴う国への要請事項」を送るように依頼している。（開示された資料より）
・北海道・・・特定入居について緩和を希望。

・青森県・・・継続入居は可能だが、賃料・保証人・敷金は必要としている。

・宮城県・・・罹災状況に関わらず、公営住宅の入居資格を「特例」として認めてほしい。

・茨城県・・・「特別県営住宅」に7世帯いて、中所得者層向け住宅のため、家賃が高額。継続入居は難しい予想されている。
「地域優良賃貸住宅制度要綱」の改訂を希望。

・栃木県・・・公営住宅の優先入居枠は継続（倍率優遇・収入要件）
職員住宅の継続提供は個別検討
「県営住宅を県外避難者に提供することに
県民から理解を得るのは難しい」
国家公務員宿舎等の国管理物件は栃木県が管理していないので福島県が一括して国と交渉してほしい。

・群馬県・・・特定入居を認めてほしい。
避難指示のある地域と同等の資格を与えてほしい。

・埼玉県・・・平成29年4月以降、公営住宅入居希望の場合、移転促進及び家賃負担緩和のため、2年間家賃補助を要請したい。
（例）1年目：家賃額2分の1国庫補助、2年目：3分の1補助等

・千葉県・・・「特定入居」をお願いしたい。国家公務員宿舎の空き家に新規入居を希望。市営住宅等の改修費用の補助が必要。他入居者との平等性の確保

・神奈川県・・避難先の都道府県によって不平等が生じないよう国からの統一的な対応
「受け入れ県では善意に基づき被災者受け入れを行ってきたにも関わらず、事務的負担や財政的な負担が非常に大きくなることが考えられる」
こういった事例（訴訟・被災者が負担できない民間賃貸の家賃・共益費・退去修繕費等）に被災県が受け入れ県に積極的に関与できる仕組み、国における費用負担を検討してほしい。

・新潟県・・・民賃に多く、約600世帯が避難。県営住宅を活用するが、1戸あたり40万円の修繕費がかかるので国の財政支援をお願いしたい。

・石川県・・・福島県に帰還するだけではなく、受け入れ県内での引っ越し費用も補助してほしい。救助費として求償可能にしてほしい。県内の転居であれば、福島県に転居する際の10万円より少額で済み、被災者の恒久的な住まいの確保が進むのではないか。

・長野県・・・家賃に対する一定の補助を継続してほしい。災害救助法適用期間と同等の財政措置。

・岐阜県・・・自治体間で支援内容に差が生じ、好ましいとは言えない。入居要件に例外規定を設けて本来の入居の新形態を制度化したり、目的外使用許可期間の概ねの期限を示すなど自治体が支援しやすい取り組みを。

・兵庫県・・・各自治体の支援施策を教えてほしい。理由：平成27年6月24日毎日新聞で、国は都道府県に特定入居はしないよう伝える一方で、「どんな方法をとるかは最終的に自治体判断」と担当者は話しているとの記事があった。

・和歌山県・・特定入居により正式な入居者とするよう検討しています。

・島根県・・・なし／なし／なし

・岡山県・・・岡山県は災害救助法に基づく住宅供与を行っていないため、今回の支援の対象要件から外れるケースが多く、配慮してほしい。

・香川県・・・特定入居を検討。

・愛媛県・・・災害救助法を適用していないので、県独自に延長する余地がある。時期をみて無償供与を終了することになっても、県営住宅には特定入居させる。

・佐賀県・・・目的外使用から特定入居に移行する。通知を出してほしい。県内から県内への引っ越し費用も補助してほしい。

・宮崎県・・・特定入居を案内する。民賃世帯は公募だが、自宅損壊等があれば特定入居を検討する。民賃で退去不能になった場合、家主への違約金・家賃等の支払い義務が発生する。その場合は本県が立て替えを行い、負担額を被災県に求償したいがそれでよろしいか。

・沖縄県・・・宅地建物取引業者に引き続き入居を認めてもらえるよう要請。家賃の一部補助ではなく、「全額」の補助を希望。